養父市「妊娠・子育て家庭応援給付金」

* 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業　-

令和4年度版

妊娠・子育て家庭応援給付金事業は、伴走型相談支援と共に、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、妊娠応援給付金５万円、子育て家庭応援給付金５万円の給付金を支給する事業です。

**１　事業の流れ**

妊娠届出

子育て期

出産・産後

赤ちゃん訪問

妊娠８か月頃

子育て期



随時相談対応・情報発信など

アンケート送付

希望者面談

随時相談対応・情報発信などど・希望者面談



**②**子育て家庭応援給付金

児童１人につき５万円

**①**妊娠応援給付金

妊娠１回につき５万円



**２　給付金の対象者と給付概要**

* **対象者：養父市に住民票を有する妊婦及び産婦等で下記に該当する方**

①令和４年４月１日以降に出生した乳児を養育する方

（原則は乳児を養育する母又は父）

②令和４年４月１日以降妊娠届を提出した（する）妊婦

　　　　　　③他の自治体で同様の給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない方

* **給付金**

**妊娠応援給付金（妊娠１回につき５万円）**

**子育て家庭応援給付金（児童１人につき５万円）**

（注）①　どちらの給付金も、所得制限はありません。

②　出産や子育てのために使用できるよう「差押え禁止」、「非課税」の給付金です。

**《　対象者と給付金の概要表　》**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支給対象者 | 妊娠応援  給付金（５万円） | 子育て家庭応援  給付金（５万円） |
| 令和４年４月１日～  令和５年１月31日の間に出産した方 | 支給 | 支給 |
| 一括して支給 | |
| 令和４年４月１日～  令和５年１月31日の間に妊娠届を提出した妊婦の方 | 支給（★） | 出産から概ね２か月以内に、ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします。 |
| 令和５年２月１日以降に妊娠届を提出した妊婦の方 | 母子手帳交付で面談後、申請書をお渡しします。 |
| 令和５年２月１日以降に出生した子どもの保護者 | （★）で支給済 |

※里帰りを２か月以上される場合は健康課へご連絡下さい

**３　申請時期・申請書交付方法等**

１．提出書類

①　妊娠・子育て家庭応援給付金支給申請書兼請求書

**添付書類「受給対象者の振込先を確認することができる通帳の写し等」**

　　　②　アンケート　妊娠から出産までの間のそれぞれのタイミングでアンケートに回答

　　　　　　　　　　□妊娠届時アンケート

　　　　　　　　　　□妊娠８か月頃アンケート

　　　　　　　　　　□出産後アンケート

　２．給付金の受け取り方　　申請書に記載された、金融機関口座に振り込みします。

　３．申請書類の入手時期の目安等について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 母子健康手帳  交付日 | 出生日  （乳児の生年月日） | 妊娠応援給付金  （５万円） | 子育て家庭応援給付金  （５万円） |
|  | 令和４年４月  ～令和５年１月 | 令和５年２月頃に申請書等を郵送します。  一括申請していただきます。 | |
| 令和４年４月  ～令和５年１月 | 令和５年２月以降 | 令和５年２月頃に  申請書等を郵送します。 | 出産から概ね２か月以内にご自宅に訪問して面談後に申請書をお渡しします |
| 令和５年２月以降 | 令和５年２月以降 | 母子健康手帳交付時の面談後に申請書をお渡しします | 出産から概ね２か月以内にご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします |

**４．提出書類の提出方法**

郵送での提出又は市役所本庁健康課、各地域局の窓口に提出してください。

・郵送で提出する場合は、提出書類を返信用封筒に入れて、切手を貼らずに郵便ポストにご投

函ください。

　　　　（注）オンラインでの申請は、現在準備中です。準備ができ次第、養父市ホームページに掲

載いたします。

**５．申請受付期間　　令和５年２月～令和５年３月31日まで**

（注）令和５年１月末までに出産された方は、令和４年度末（３月31日）までに、申請手続きを行ってください。

（注）令和５年４月１日以降に出産される方につきましても、引き続き申請していただけます。

よくある質問

Q1　面談やアンケートは、誰に対して行われますか？

A　母子健康手帳交付時と妊娠８か月頃に、妊婦（母）に対して行います。

出生届出以降の面談・アンケートは、産婦（母）または養育する方（父、同居家族など）と行

います。

※妊娠８か月頃の面談は、希望者、または必要に応じて実施します。

Q2　養父市で、妊娠届出、または出生届出を出し、面談を受けた後、給付金の支給前に市外へ転出

した場合は、養父市から支給されますか。

A　支給は、申請日時点で養父市に住民登録のある方へ支給します。市外へ転出された場合は、転出先の自治体に相談してください。

Q3　妊娠中に養父市に転入した場合や、出産後に転入した場合でも申請はできますか？

A　令和４年４月１日以降に出産した方又は妊娠届出をした方で、申請日時点で養父市に住民

登録があり、面談、アンケート実施後に請求ができます。ただし、転入前の自治体で支給済みの場合は、養父市での申請はできません。

※必要に応じて給付状況を転入前の自治体に確認する場合があります。

※転入届の際に、健康課へ転入された旨を連絡ください。

Q４　令和４年4月１日以降で、妊娠届出後、面談前に流産や死産した場合、妊娠応援給付金の支

給対象になりますか？

A　妊娠届出後、流産や死産となった場合でも、妊娠応援給付金の給付対象になります。なお、そ

の後、妊娠され、再度妊娠届出を行った場合、妊娠応援給付金の支給の対象になります。

Q５　妊娠応援給付金の振込み口座を、夫名義の口座とすることはできますか。

　A　原則、申請者（妊娠届時の面談を受けた）の妊婦名義の口座への振込みとなります。やむを

　　得ず、申請者と異なる口座への振込を希望する場合は、委任状の提出が必要となります。

Q６　妊娠・子育て家庭応援給付金は、税の申告は必要ですか？

　　A　この給付金は、非課税となります。また、支給を受けることとなった方の受給権について、

譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることも禁止されています。

**【お問い合わせ】　養父市役所　健康課　おやこ保健グループ**

**電話 ０７９－６６２－３１６７**



子育て情報や乳幼児健診、子育サロンなどの案内、お子様の

予防接種の時期などをお知らせする機能があり、市では導入を

お勧めしています。

